

独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更について

1 背景

平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議で決定された「生活対策」において、消費者政策を強化するため、地方の消費生活相談体制の強化等を図るとされ、平成20年度補正予算（第2号）において、それらに必要な経費が盛り込まれた。

2 中期計画の変更箇所

- (1) 別紙1 中期計画予算
- (2) 別紙2 収支計画
- (3) 別紙3 資金計画

※ 具体的な変更箇所については、別添「独立行政法人国民生活センター中期計画の一部改正新旧対照表（案）」を参照のこと。

(参考1)

「生活対策」(抄)

3. 生活安心確保対策

◇ 国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

〈具体的施策〉

○ 消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等

- ・ 消費者庁（仮称）の創設と地方の消費生活相談体制の強化
 - － 地方公共団体における消費生活相談窓口の強化等に向けた集中的な取組
- ・ 食の安全対策の強化
- ・ 悪徳商法・振り込め詐欺対策の推進等

(参考2)

平成20年度補正予算(第2号)(抄)

1 生活対策関係経費

(2) 生活安心確保等対策費

② 消費者政策強化対策費

補正第2号追加

26,773(百万円)

上記の追加額は、消費者政策を強化するため、地方の消費生活相談体制及び食の安全対策の強化、経年劣化に起因する製品事故の原因究明を通じた再発防止、振り込め詐欺・悪徳商法等の対策の推進等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(単位 百万円)

独立行政法人国民生活センター運営費

8,965

○地方の消費生活相談体制の強化

- ・ P I O - N E T の追加配備
- ・ 消費生活相談窓口の休日対応
- ・ 企業向け研修の実施
- ・ 消費生活相談専門家の巡回訪問
- ・ 消費生活相談員養成講座の拡充